

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第三十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和五十二年愛知県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

（二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書等に係る添付書類）

第十四条の二 法第十二条の七第二項に規定する申請書又は省令第八条の三十八の六第一項に規定する申請書には、省令第八条の三十八の五第四項又は第八条の三十八の六第二項に規定するもののほか、前条第一項第一号から第四号までに掲げる書類で処理者（申請者のうち、それらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うものをいう。次項において同じ。）に係るもの（同項第二号に掲げる書類にあつては、処分を行う場合に限る。）その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、処理者が直前三年の各事業年度において営業活動の実績を有する場合であつて、直前の事業年度において経常利益金額等が零を超え、かつ、自己資本比率が百分の十以上である場合その他知事が定める場合にあつては、これらの場合に該当する処理者に係る前条第一項第四号に掲げる書類は、添付を要しない。

第十五条第一項及び第二項中「前条第一項第一号」を「第十四条第一項第一号」に改め、同条第三項中「前条第一項第四号」を「第十四条第一項第四号」に改める。

第十六条第一項中「第十九条の十一第一項」を「第十九条の十二第二項」に改め、同条第二項中「第十九条の十一第三項」を「第十九条の十二第三項」に改める。

第十八条第一項中「第九条の二の四第一項」の下に、「第十二条の七第一項」を加え、同条第二項第一号中「許可」の下に「認定」を加える。

第十九条第一項第一号中「第九条」を「省令第十三条の三、第十三条の四及び第十三条の十一に規定する届出書、書類及び図面、第九条」に改める。

「項」
「第3項」
「第11条」
「第12条」
「第19条」
「第19条」
「第3項」
「第3項」
様式第四十中
を
に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。